

事務連絡
平成28年10月4日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課御中

厚生労働省医政局経済課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種
（国民生活・国民経済安定分野）の登録に係る周知について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく特定接種に関し、医薬品卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医療機器修理業、医療機器販売業、医療機器貸与業、医療機器製造販売業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造販売業、再生医療等製品製造業について、平成28年10月14日から登録申請受付を開始することとなりました。

このため、平成28年10月4日付厚生労働省医政局経済課の事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（別添）を日本製薬団体連合会、米国研究製薬工業協会、欧州製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会、日本医薬品卸売業連合会、日本医療機器販売業協会、日本ジェネリック医薬品販社協会あてに送付し、会員企業への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。

